

お知らせ

副市長に増山昌章氏を選任



増山昌章氏 大川市長は、6月市議会定例会で

同意を得て、増山昌章氏を副市長に選任しました。任期は、7月1日から2026年6月30日までの4年間です。

増山氏は、本市の総合政策部長などを歴任しました。今後は、副市長として、市長を補佐するとともに、政策・企画の立案等を行います。

副市長 増山昌章氏 ☎(21)2351

国民健康保険の限度額適用認定等の更新のご案内

入院などで医療費が多くかかる場合、病院に「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」を提示すると、同じ診療月の1医療機関の窓口での支払が自己負担限度額までになります。また「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受けた方は入院時食事代も減額になります。

現在交付している認定証等は7月31日で有効期限が切れま

す。引き続き、認定証等が必要な方は7月25日から申請の受付をしますので手続きをお願いします。

対象

・国民健康保険税に未納がない世帯で、70歳未満の方
・70歳以上の方は課税所得が145万円以上690万円未満の方

限度額適用・標準負担額減額認定

・70歳未満の方は国民健康保険税に未納がなく、かつ住民税非課税世帯の方
・70歳以上の方は住民税非課税世帯の方

手続きに必要なもの

国民健康保険被保険者証
国民年金課 ☎(21)2131

こんな時は国民年金の手続きを

国民年金の種別と手続きについて
日本に住む20歳以上60歳未満の全ての方は、国民年金に加入します。年金の種別は次の3種類で、種別により保険料の納付や変更などの手続きが異なりますので、ご注意ください。
第1号被保険者：自営業者・学生等
年金の手続きは、全てご自身で

行う必要があります。
第2号被保険者：厚生年金に加入しているお勤めの方等
年金の手続きは、勤め先の事業主が行いますが、60歳未満で退職した場合は、第1号被保険者になるための手続きをご自身で行う必要があります。

第3号被保険者：第2号被保険者に扶養されている配偶者

年金の手続きは、配偶者の勤め先の事業主が行いますが、次のような理由により、60歳未満で被扶養配偶者でなくなった場合は、第1号被保険者になるための手続きをご自身で行う必要があります。

- ①配偶者の退職/②本人のパート等収入の増加/③配偶者の死亡/④離婚など

必要なもの

・資格喪失証明書等
・手続きされる方の年金番号がわかるもの、マイナンバーカード、通知カードのうち、いずれか一つ
・来庁される方のご本人確認ができる書類(マイナンバーカード、運転免許証等)
・委任状(代理人が手続きする場合。様式自由)
場所 栃木年金事務所(城内町

1丁目)、保険年金課(市役所本庁舎2階)、各総合支所地域づくり推進課
☎(21)2134

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の減免について

新型コロナウイルスの影響により、死亡または重篤な傷病を負った方、世帯主の収入が昨年と比較して30%以上減少した等の方は国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の減免があります。※減免を受けるためにはいくつかの条件がございます。詳しくはお問い合わせください。

国税務課

☎(21)2263

全国瞬時警報システムの全国一斉情報伝達試験を行います

訓練日時 8月10日(水) 11時
放送内容 「上リチャイム+」これはJアラートのテストです。×3+下リチャイム」
放送される機器 屋外スピーカー(185カ所)/防災ラジオ(自動起動します)/FMくらら857の緊急割り込み放送
☎(21)2551

危険管理課

☎(21)2551

人権擁護委員の表彰

人権擁護委員は、法務大臣から委嘱され、人権相談、人権侵害による被害者の救済や、人権についての啓発活動を行っています。このたび、本市の人権擁護委員が表彰を受けましたのでお知らせいたします。

法務省人権擁護局長感謝状

中田美千子氏

宇都宮地方法務局長感謝状

黒川弘照氏

個人権・男女共同参画課 ☎(21)2161

Net119サービスのお知らせ

消防本部通信指令センターでは、「聴覚・言語障がい者向け」Net119緊急通報システムが導入されています。会議が不自由な方が、スマートフォン等の画面をタッチすることにより、インターネットを利用して消防へ119番通報を行うことができるサービスです。システムの利用に際しては、事前に登録していただく必要があります。登録をご希望の方は申請窓口へお問い合わせください。下記は二次元



特殊詐欺対策機器貸出のお知らせ

高齢者を狙った特殊詐欺に被害効果がある特殊詐欺対策機器を貸出します。
コードからホームページをご覧ください。
☎(22)0119 (ガ
イダンス6番) FAX(23)6562
※手話通訳者は常駐しておりませんので筆談などでの会話となることをご了承ください。
障がい福祉課 ☎(21)2203

貸出機器の主な機能

自宅にある固定電話機に貸出機器を接続することで警告、通話内容の録音・再生ができる機器になります。なお、機器取付は借受者で行ってください。
貸出対象者
・栃木市の住民基本台帳に登録されている65歳以上の方、または同世帯員の方
・世帯員全員の市税滞納が無い方
貸出期間・費用
・貸出期間は、機器引渡しをした日から1年以内。1回限り。
※複数年の貸出はできません。
・費用は無料です。ただし貸出機器に係る電気料等は借受者の負担となります。

申請方法
・交通防犯課または各総合支所地域づくり推進課窓口にある貸出申請書に必要な事項を記入し提出。
申請期間
・8月1日(月)～17日(水) 9時～17時。ただし土日祝日を除く。
貸出可・不可の連絡について
・提出いただいた貸出申請書を市で審査し、適切と判断した場合、機器の貸出をします。貸出不可に関わらず通知します。
詳細については通知文にてご確認ください。
注意
・貸出機器には数に限りがあり、多数の申請があった場合、貸出条件に合致していても、貸出できないことがあります。その際は抽選とさせていただきます。
なお、貸出開始は9月を予定しています。
貸出開始後は、随時受付を行います。貸出機器の空き状況で希望に添えないこともありますので、事前にお問い合わせください。
☎(21)2151

「高齢者等向け」介護の仕事相談窓口開設中

介護事業所等への就労を希望する方の支援、相談を行っています。
設置期間 令和4年4月1日～

アダプト制度に参加してみませんか

アダプト制度とは、個人や団体、企業等のグループが道路・河川・公園の公共施設において美化等のボランティア活動をしていただく市民参加の制度です。市ではボランティア保険の加入を始め、清掃用具の貸出や草花の種・球根の配布等の支援を行います。きれいで住みよい街づくりのために、皆様の参加をお待ちしております！
アダプト制度参加への流れ
まずは、問合先に連絡してください。協議のうえで活動区域を設定し、届出書を提出します。市と合意書を取り交わし、その後は市と協議しながら、実際の清掃や美化等のボランティアを

令和5年3月31日
対象者 栃木市内に居住するお
おむね65歳以上の方
場所(二社) 栃木市地域包括ケア推進ネットワークあったか
ネットとちぎ(城内町2丁目)
相談方法 窓口またはお電話にて問合先へ
営業時間 9時～16時(土、日、
祝日お休み)
あったかネットとちぎ ☎(21)8401

8月は道路ふれあい月間です

この機会に道路の役割や重要性を改めて認識することで、道路を美しく、安全に利用しましょう。きれいで住みよい街づくりのために、道路や側溝清掃など身近な道路の美化活動にご協力をお願いします。なお、清掃に必要な用具は貸し出していますので、ご利用の際はお問い合わせください。

道路河川維持課

☎(21)2773

第十一回特別弔慰金未請求の皆様へのお知らせ

第十一回特別弔慰金の請求期限が近づいています。前回(第十回特別弔慰金)を受給された方で、まだ請求がお済みでない方は、期限を過ぎると弔慰金を受給する権利がなくなりますのでお早めにご請求ください。
※すでに請求済みの方は再度お手続きしていただく必要はありません。

請求期限

令和5年3月31日(金)まで
☎(21)2241

高年齢介護課 ☎(21)2241

電気代、なんとかしませんか?
でんきとガスのセット割!
雨の時期のお洗濯、乾燥はお任せ!
ガス衣類乾燥機 乾太くん!
地元の私達にお気軽にご相談下さい!
Gas One 栃木ガス株式会社
栃木市城内町2-2-23 TEL0282-22-2939

屋根・外壁塗り替え、リフォーム請負
塗装で家を守りませんか?
丁寧・安心・信頼のリフォームを行います。
日本塗装工業会会員・栃木県知事許可(股-2)第14124号
オオアク建装工業株式会社 🔍 検索
栃木市箱森町51-28 ☎0282-22-5981